

令和6年度
社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会
事業計画書

令和6年度事業計画

総 括

国は、平成29(2017)年「地域共生社会」の実現を目指した改革を進めていく方針を掲げ、社会福祉法を改正しました。「地域共生社会」は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの縦割りから脱却し、分野・制度を超えた横断的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の推進及び地域住民や事業者等、地域の様々な主体が「支え手」となり、わが事として自立や支え合いを推進していくこととしました。

これを受けて、全国社会福祉協議会では、ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指す「全社協 福祉ビジョン2020」を策定しました。また、福岡県社会福祉協議会においても、県内社会福祉協議会の事業・活動を支援するために「社会福祉協議会と包括的な支援体制」を取りまとめています。さらに、宮若市においては、「高齢者福祉計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」を集約・調和した「第2期宮若市地域福祉計画」を策定しております。

宮若市社会福祉協議会においても、国、全国・県社協、宮若市の取組を基本方針として、本年度の諸事業に取り組むことが必要となっております。

世界の情勢を俯瞰しますと、ロシアのウクライナ侵攻は2年を超え、さらに、中東におけるハマスとイスラエルの戦闘は、立場の弱い子供や高齢者が犠牲となり、未だ悲惨な状況が継続しており、一日も早い平和の訪れが望まれます。

国内においては、能登半島地震がまさに令和6年元日に発生し、200人を超える犠牲者と1,500人を超える負傷者、住宅被害は6万戸を超えています(令和6年2月16日現在)。一日も早い復旧と復興を祈念するものです。

一方、今年パリオリンピック(7/20~8/11)・パラリンピック(8/28~9/8)が開催されます。日本選手団の活躍を期待し、明るい話題を届けてもらいたいものです。

さて、本会事業活動は、高齢者、障がい者、子どもを対象としたものであり、新型コロナウイルスや季節性インフルエンザなどの感染症に留意しながら、着実に事業を実行していくことが必要です。

このためにも、本会理事・評議員及び地域自治会長、民生・児童委員各位をはじめ、関係機関・関係団体、さらには、様々なボランティア活動に取り組んでいただいているすべての方々のお力添えを望むものであります。

1. 法人運営

- 理事会・評議委員会の開催**
 - ・理事会（6月・8月・10月・2月・3月）に開催予定。
 - ・評議員会（6月・3月）に開催予定。
- 監査の実施**
 - ・四半期ごとの定例監査を実施。
- 役職員研修の開催**
 - ・福岡県社会福祉協議会主催による社会福祉大会等へ参加する。
- 会議等への参加**
 - ・関係機関等が開催する会議・運営委員会等へ参加する。
- 研修会等への参加**
 - ・研修会へ積極的に参加し、資質向上に努める。

2. 地域福祉の推進

- 福祉座談会の開催**
 - ・地域の多種多様な福祉課題を認識して頂き、住民の主体的な取り組みの必要性について理解を深める為、自治会にて福祉座談会を開催していただけるように依頼をしていく。また、社協の事業内容について、関係団体のみならず企業等も含め、多くの方に知っていただく機会を作っていく。
- 福祉委員の設置推進**
 - ・地域福祉の根幹となる見守り体制の強化が求められる本市において、自治会長より推薦された方へ本会会長より福祉委員（1年任期）を委嘱し、見守り体制の強化を図っていく。
- 福祉会の設置推進**
 - ・安心して住み続けることのできる地域を目指し、自治会での要援護者台帳・ふれあい台帳の整備及び、福祉マップの作成を推進しながら地域福祉の推進を図る。自治会によって取り組み内容は様々ではあるが、地域の実態に応じた福祉会の設置推進に努める。
- いきいきサロン活動の推進**
 - ・自治会主体による地域を拠点とした気軽に集える居場所づくりとして、いきいきサロン活動を推進していく。子供から高齢者を対象とし地域での絆の再構築や閉じこもり防止、介護予防等に大きな役割を果たしている「いきいきサロン活動」の設置推進に努める。

□ 地域福祉研修会の開催

- ・ 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、福祉関係者等を対象とした地域福祉研修会を開催する。

□ 福祉映画上映会の開催

- ・ 福祉や介護、医療等の幅広い分野をテーマとした福祉映画上映会を開催し、福祉課題がある当事者の日常生活に関心を持っていただき、社会生活への配慮等について理解を深めることができる機会をつくる。

□ 地域歳末・年始事業の推進

- ・ 自治会において年末・年始に実施されている助け合い活動や地域の絆づくりを目的とした事業に対し、歳末たすけあい募金に自治会から協力いただいた金額の80%を上限として助成する。

3. ボランティア活動の推進

□ ボランティアセンターの運営（ボランティアコーディネートの充実）

- ・ ボランティア活動の総合的な相談に応じ、ボランティア活動を行いたい方とボランティアを受け入れたい方とを調整する。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院や施設等にてボランティアの受入が難しい状況であったが、今後は、ボランティア受け入れ先の確保に努めると共に、ボランティア活動センターの先進地視察を行い、本会のセンター運営に活かしていきたい。

□ ボランティア講座の開催

- ・ ニーズに応じた新たなボランティアを養成する。また、既存のボランティアグループにおいて継続が困難な団体等もある為、会員増加を図る為の講座も実施していく。

□ 災害ボランティア研修会の開催

- ・ 宮若市や近隣市町村において災害ボランティアセンターの開設が必要になった際、ボランティアセンターの運営に携わっていただくボランティアを養成する。また、市外にて自然災害が発生した際、災害支援ボランティア活動に参加いただけるボランティアの確保にも努める。

□ ボランティアスクールの開催

- ・ 夏休み期間中に小学校高学年を対象としたボランティアスクールを開催する。小学生からでも出来るボランティア活動を体験してもらい、ボランティア活動に興味と関心を持ってもらえる内容で実施する。

□ ボランティア団体の活動支援

- ・ ボランティアセンターに登録されている団体や宮若市ボランティア連絡協議会等の既存団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み活動の活性化を図る。ボランティアの高齢化により会員の減少等が続いている団体等もある為、ボランティア団体の会員増加を図ると共に、新たなボランティアの養成にも取り組んでいく。

□ ボランティア活動の啓発

- ・ 本会広報誌「ほっと」・ホームページ等で、ボランティア活動の紹介やニーズ等を掲載し、ボランティア活動の充実を図る。また、社会福祉センター掲示板の一部をボランティア活動の掲示板として活用し、広く市民へ周知を図る。

□ ボランティア活動保険への加入促進

- ・ 安心してボランティア活動を行っていただくため、ボランティア活動保険への加入促進を図る。(基本タイプ 350 円、天災・地震補償プラン 500 円)

4. 相談機能の充実

□ 弁護士無料法律相談の実施

- ・ 偶数月の第2火曜日午後1時から午後4時までの間、事前予約制で、一人あたり30分程度6名迄の方を受付け、弁護士による無料法律相談を開催する。

□ ひきこもり支援事業

- ・ 偶数月の第4火曜日午後1時30分から午後4時30分までの間、一般財団法人メンタルケア協会福岡事務所へ依頼し「ひきこもり相談」を実施する。

□ フードバンクの運営

- ・ 生活相談等で来所された方々の中で、今日・明日の食べ物の確保が困難な方に対し、地域住民の方々・NPO 法人フードバンク福岡・トヨタ自動車九州(株)・豊田合成(株)・トヨタテック福岡(株)等々より食糧品等を提供していただき、生活困窮者等へ提供する。

□ 関係機関との連携

- ・ 様々な生活不安等に対する日常的な相談に対しては、随時、本会職員が対応しているが、本会のみでは対応が難しいケースも多々あり、相談に来られた方の自立と安定に向け、宮若市役所自立相談支援室等と連携しながら解決に向けて取り組んでいく。

5. 高齢者の支援

□ 寝具洗濯サービスの実施

- ・ 介護認定を所持している方等を対象に、民生委員、並びに在宅介護支援センターの協力を得て、寝具の洗濯サービスを実施する。

□ ふれあい電話の実施

- ・ ボランティアの協力を得て、70歳以上で話し相手が欲しい方を対象として、利用者宅へ電話による訪問を行い、話し相手をする事で孤立を防ぐ。また、誕生月にお誕生日カードを送付したり、年始に年賀状を送付したりして、利用者との交流を図っており、利用者とボランティアが会って話す機会の提供も検討していく。

6. 障がいを抱える方への支援

□ 障がい者サロンの開催

- ・ 障がいを抱えた方が気軽に参加し、交流できる場として、ボランティアの協力を得て、毎月第2木曜日に社会福祉センター会議室にて障がい者サロンを開催する。

□ 手話サロンの開催

- ・ 聴覚障がいを抱える方の障がいを理解し、交流と社会参加を進める為、宮若手話の会の協力を得て、簡単な日常会話レベルの手話を学ぶサロン活動を、毎月第2・第4火曜日に社会福祉センター会議室にて開催する。

□ 障がい者団体・作業所の活動支援

- ・ 既存の障がい者団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み、活動の活性化を図る。団体の活動や作業所等の事業を当事者の方へ紹介することを目的にバスハイク等の開催も検討し、障がいを抱える子の親の悩み等々にも対応できる体制づくりに努める。社会福祉センターの売店業務については、宮若市障がい者連絡協議会へ委託し、雇用創出や社会参加への機会増進へ寄与する。

7. 子育ての支援

□ 子育てイベントの開催

- ・ 核家族化の進展により、身近に子育てについての相談や一時的な育児をお願いする人間関係ができておらず、子育てに悩む親が増加している。同年代の子を育成する親同士の繋がりを作る為、子どもと一緒に楽しめるイベントを定期的実施する。

□ 子育て用品リユース事業

- ・ 子育て用品のリユースを進める為、子育てが終わり不要となった子育て用品を持ち込んでもらい、必要とされる方が無料で持ち帰ることができる「子育て用品リユースセンター」を社会福祉センター2階の一室にて実施する。

□ 子育て団体の支援

- ・ 既存の子育て団体の活動を支援する。また、育ちと学びの応援団・スクールソーシャルワーカー・宮若市自立相談支援室・主任児童委員等、子育てに関する相談事業を実施している関係団体等にて定期的な会議を開催し、情報の共有を図ると共に児童福祉を推進していく。

8. 福祉教育の推進

□ 福祉入門教室・福祉の仕事出前講座

- ・ 筑豊地区福祉人材バンクからの助成金を活用し、小学校で行われている福祉教育に、車イスバスケットボールの選手を招待した出前講座を全小学校にて実施する。

□ 福祉教育の支援

- ・ 学校における福祉教育を推進する為、福祉機材の貸出や講師紹介などを行い、本会にて実施できる福祉教育については、積極的に本会職員を派遣し、児童が楽しく積極的に授業へ参加できるよう、内容についても検討していく。

□ 社会福祉協力校の指定

- ・ 小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、思いやりの心でお互いに助け合い、人権を尊重する心を育成するための授業や活動に対し助成金を助成する。

□ 福祉教育教材「ともに生きる」の配布

- ・ 福岡県社会福祉協議会が発行する福祉教育教材「ともに生きる」(小学3年～小学6年対象)を各小学校へ配布し、福祉教育の教材として活用していただく。

□ 福祉機材寄贈

- ・ 小学校新1年生の児童を対象に、防犯ブザーを寄贈する。

9. 貸出事業

□ チャイルドシートの貸出

- ・ 乳幼児の安全と子育て世帯の負担軽減を図る為、チャイルドシートの貸出を実施する。3カ月毎1,000円の利用料を負担いただき、就学前まで更新も可能とする。

□ 福祉車両の貸出

- ・ 本会で所有しているリフトカー等の福祉車両を必要な方に対し、走行距離に応じた燃料代と車両維持費を負担いただき貸し出す。

□ 車いすの貸出

- ・ 通院等で一時的に車いすが必要な方へ、車いすを貸し出す。ただし、介護保険認定者など、他制度が利用可能な方には、そちらの利用を優先していただく。

□ レクリエーション遊具の貸出

- ・ 地域で開催されているいきいきサロンや、幼稚園・保育園等で行われるレクリエーション活動に対し、レクリエーション遊具を貸し出す。

10. 広報啓発活動

□ 広報誌の発行

- ・ 市民の声や福祉情報、イベントのお知らせなど、福祉の広報誌として、「ほっと」を2ヶ月に1回発行する。また、引き続き音声コード入りの広報誌を発行する。

□ ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービスの更新

- ・ ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用し、行事のお知らせや事業の報告などを適宜更新していく。

11. 指定管理者制度による社会福祉センターの運営

□ 宮若市社会福祉センターの運営

- ・ 令和6年4月より令和9年3月末までの期間、宮若市より指定管理を受け、宮若市社会福祉センターの主旨に沿った管理運営を行う。新型コロナウイルスによる行動制限の緩和から徐々に来館者数が回復している。今後コロナ前に実施していた端午の節句等の催し事の開催も検討していく。

□ 宮若市巡回ふくしバスの運行

- ・ 毎週月、水、金曜日に宮若市巡回ふくしバスを運行する。

12. 受託事業

□ 放課後児童健全育成事業の受託（宮若市より）

- ・ 市内4カ所 10クラスで小学校全学年を対象として学童保育所の運営を行う。定員を上回る受け入れをしている学童保育所もある為、児童の安全対策等については細心の注意を払い、安心して利用できる学童保育所の運営に努める。

□ 高齢者居場所づくり事業の受託（宮若市より）

- ・ 65歳以上の介護認定を受けていない方を対象とした「高齢者居場所づくり事業」を実施する。コロナ禍により、利用者の減少が続いている為、事業の周知を図り利用者の増加に努める。

□ 宮若市戦没者遺族会事務局の受託（宮若市より）

- ・ 宮若市戦没者遺族会の事務局を受託し、活動支援を行う。

□ 日常生活自立支援事業の受託（福岡県社会福祉協議会より）

- ・ 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な為に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理など不安がある方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する。

- **生活福祉資金貸付事業の受託（福岡県社会福祉協議会より）**
 - ・ 福岡県社会福祉協議会から事務委託を受けている生活福祉資金貸付事業について、利用者の意向を聞き的確な受付と申請手続きを支援し、関係機関と連携しながら自立に向けての相談・援助を実施する。
- **共同募金会宮若市支会事務局の受託（福岡県共同募金会より）**
 - ・ 福岡県共同募金会宮若市支会の事務局を受託し、10月1日から12月31日までの間、赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の実施月間において、戸別募金・法人募金・学校募金・募金箱・街頭募金等の様々な方法で募金活動を行う。
- **メセナシート配布事業（福岡ソフトバンクホークス株式会社より）**
 - ・ 福岡ソフトバンクホークス株式会社より業務を受託し、宮若市内の福祉施設や福祉団体等へメセナシートの利用希望を募り、福岡 PayPay ドームでの野球観戦ができるよう、利用希望の取りまとめ等を行う。